

東京都舟運活性化事業費補助金交付要綱

交通手段としての航路事業（環状航路事業）【概要】



本補助金は、「交通手段としての航路事業」に対し、経費の一部を補助することで、舟運を活用した交通ネットワークの形成による、舟運の活性化を目的とします。

補助の概要

1. 対象事業者

- ・海上運送法に定められた一般旅客定期航路事業の許可を受けた舟運事業者
- ・舟運事業者に船舶運航の委託等を行う事業者

2. 対象事業

- ・ベイエリアにおいて環状的に運航する事業で
年間300日以上 かつ 1日8時間以上の運航

3. 補助率等

運航事業費の2分の1 かつ 上限額40万円/日（段階的な上限設定あり）

4. 補助期間

令和8年度から令和9年度まで

5. お問い合わせ先

申請をご検討される方は、下記連絡先に事前相談をお願いいたします。

都市整備局 都市基盤部 交通企画課 交通プロジェクト担当

メール：S0000178(at)section.metro.tokyo.jp 電話：03-3588-3396

※お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。

本件は、「2050東京戦略」を
推進する事業です。
戦略 18
都市活動や都民生活を支える公共交通
ネットワークの充実強化

詳細は、都市整備局ホームページより
東京都舟運活性化事業費補助金交付要綱等
をご確認ください。

